

(様式2-3)

公用車広告審査項目チェックシート

令和 年 月 日

鎌倉市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 () ())

項目	No.	内容	チェック欄	市使用欄
3条 関係	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種に関する広告ではないこと		
	2	貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関する広告ではないこと		
	3	たばこに関する広告ではないこと		
	4	アルコール飲料に関する広告ではないこと		
	5	ギャンブルに関する広告ではないこと		
	6	消費者庁、消費者委員会又は国民生活センターが、消費者被害が起きているとして情報提供している形態の取引を行う事業者に関する広告ではないこと		
	7	消費者との取引に係る業務において、警察、検察等の捜査を受けたことの報道があるなど、社会問題を起こしている事業者及びこれと同様の形態の取引を行い、消費者被害を生じさせるおそれのある事業者に関する広告ではないこと		
	8	法律に定めのない医療類似行為を行う施設に関する広告ではないこと		
	9	占い、運勢判断に関する広告ではないこと		
	10	興信所・探偵事務所等に関する広告ではないこと		
	11	結婚相談所・交際紹介業に関する広告ではないこと		
	12	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2章から第6章に規制する取引を行う事業者に関する広告ではないこと（ただし、通信販売を行う事業者及び市長が特に認める事業者を除く）		
	13	債権取立て、示談受け等に関する広告ではないこと		
	14	民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手中の事業者に関する広告ではないこと		
	15	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している事業者に関する広告ではないこと		
	16	法令（神奈川県・鎌倉市の条例、規則を踏む）に違反する、又はそのおそれのある取引を行う事業者に関する広告ではないこと		
	17	消費者関連法規の行政処分を受けた事業者及びこれと同様の形態の取引を行い、消費者被害を生じさせるおそれのある事業者に関する広告ではないこと		
	18	暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者に関する広告ではないこと		
	19	鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止措置等を受けている者に関する広告ではないこと		
	20	その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと思われるものに関する広告ではないこと		

項目	No.	内容	チェック欄	市使用欄
4条 関係	1	法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するものに関する広告ではないこと		
	2	法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するものに関する広告ではないこと		
	3	粗悪品等広告掲載が適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るものに関する広告ではないこと		
	4	その他法令等に違反するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
	5	暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化した内容の広告ではないこと		
	6	醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのある広告ではないこと		
	7	性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含む広告ではないこと		
	8	犯罪を誘発するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
	9	社会的秩序を乱すおそれがある広告ではないこと		
	10	その他公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
	11	他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
	12	人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
	13	第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害		

	するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
14	その他基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのある広告ではないこと		
15	公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）に関する広告ではないこと		
16	政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）に関する広告ではないこと		
17	その他政治性がある広告ではないこと		
18	宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるものに関する広告ではないこと		
19	個人又は団体の意見広告ではないこと		
20	美観風致を害するおそれがある広告ではないこと		
21	色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせる広告ではないこと（商品名・写真を著しく繰り返さない、彩度6以下・3色程度、身体の一部を強調しない広告等）		
22	自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのある広告ではないこと（過度に鮮やかな模様・色彩、信号機・道路標識等と類似、蛍光塗料、ストーリー性がある表現、映像、文字の過密等による広告ではない）		
23	その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがある広告ではないこと		
24	代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なものに関する広告ではないこと		
25	通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なものに関する広告ではないこと		
26	通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なものに関する広告ではないこと		
27	外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないものに関する広告ではないこと		
28	その他内容又は責任の所在が不明確な広告ではないこと		
29	誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含む広告ではないこと		
30	射幸心を著しくあおる表示又は表現を含む広告ではないこと		
31	社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとする広告ではないこと		
32	虚偽の内容を表示する広告ではないこと		
33	法令等に違反する業種・商法・商品に関する広告ではないこと		
34	国家資格等に基づかない者が行う療法等に関する広告ではないこと		
35	投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現の広告ではないこと		
36	人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないものに関する広告ではないこと		
37	自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示する広告ではないこと		
38	商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述がある広告ではないこと		
39	他人名義の広告ではないこと		
40	国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現の広告ではないこと（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行なっている商品やサービス等に係るものを除く。）		
41	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告ではないこと		
42	消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含む広告ではないこと		
43	その他虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告ではないこと		
44	水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告ではないこと（※出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性がある場合、個別に判断する）		
45	暴力や犯罪を肯定し助長するような表現の広告ではないこと		
46	残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現の広告ではないこと		
47	暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告ではないこと		
48	ギャンブル等を肯定する内容の広告ではないこと		
49	青少年の人体・精神・教育に有害な広告ではないこと		
50	その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告ではないこと		
51	市の品位を損なう表現の広告ではないこと		
52	詐欺的なもの、又は、いわゆる悪質商法に関する広告ではないこと		
53	私設私書箱及び電話代行サービス等に関する広告ではないこと		
54	懸賞広告及びクーポン付き広告ではないこと		
55	投機を著しくあおる表現の広告ではないこと		
56	通貨及び郵便切手の複写を使用した広告ではないこと		
57	謝罪、釈明などに関する広告ではないこと		
58	尋ね人、養子縁組などに関する広告ではないこと		
59	暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含む広告ではないこと		
60	非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告ではないこと		
61	デザイン及び色彩が著しくけげんげしく、広告媒体との調和を損なうと認められる広告ではないこと		
62	国内世論が大きく分かれているものに関する広告ではないこと		
63	社会的に不適切な広告ではないこと		
64	その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められる広告ではないこと		

